

浜田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 16 号

浜田市公印規則の一部を改正する規則

浜田市公印規則（平成 17 年浜田市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「市長の承認」を「当該印影を印刷しようとする課の長の決裁」に改め、同項ただし書を削る。

第 7 条第 2 項中「市長の承認」を「当該電子印を作成しようとする課の長の決裁」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。